

## 中部森林管理局公告

国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号）第 8 条の 6 第 1 項の規定に基づき下記の樹木採取区の指定に当たり、次のとおり案を縦覧に供します。

なお、樹木採取区の案について、縦覧期間中、中部森林管理局長に意見を提出することができます。

令和 3 年 7 月 7 日

中部森林管理局長

### 1 縦覧に供する樹木採取区の案

#### (1) 樹木採取区の名称

中部 1 東信・真田樹木採取区

#### (2) 樹木採取区の所在地

別紙 1 及び別紙 2 のとおり。

#### (3) 樹木採取区の面積

樹木採取区的面積 273.90ha

採取可能面積 174.79ha

備考：面積は、森林調査簿の小班面積又は国有林GIS等（令和 3 年 3 月 31 日時点）の計測による。

#### (4) 区域図及び区域位置図

別紙 2 のとおり。

### 2 縦覧場所

縦覧は、中部森林管理局ホームページ及び以下の縦覧場所において、開庁日の 9 時から 17 時までとする。

#### (1) 東信森林管理署

〒384-0301 長野県佐久市臼田 1822

電話：0267-82-2036、050-3160-6055

#### (2) 中部森林管理局 計画課

〒380-8575 長野県長野市大字栗田 715-5

電話：026-236-2602、050-3160-6537

【中部森林管理局ホームページ】 <https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/>

### 3 縦覧期間

令和 3 年 7 月 8 日（木曜日）から令和 3 年 8 月 6 日（金曜日）までとする。

#### 4 意見書の提出

樹木採取区のご案内に意見がある者は、次に定めるところにより、中部森林管理局長に対し、理由を付して、郵送、ファクシミリ、又は電子メールで意見書を提出することができます。

##### (1) 意見の提出方法及びあて先

###### ア 郵送の場合

〒380-8575 長野県長野市大字栗田 715-5

中部森林管理局長（計画課扱い）あて

###### イ ファクシミリの場合

F A X 026-236-2578

中部森林管理局長（計画課扱い）あて

###### ウ 電子メールの場合

メールアドレス c.keikaku@maff.go.jp

中部森林管理局長（計画課扱い）あて

##### (2) 提出期限

縦覧期間が終わる令和3年8月6日（金曜日）17時必着とします。

##### (3) 意見書の記載事項

ア 意見は、日本語に限ります。

イ 意見提出者の住所、氏名、性別、年齢、職業を、法人は法人名、所在地を記載してください。

なお、意見をいただいた方の氏名等の情報については、今回の目的以外には使用いたしません。

ウ 電子メールで意見を提出する場合は、必ずテキスト形式のファイルとしてください。

エ 電話や直接の面談による意見はお受けできません。また、個別に回答はいたしません。

##### (4) 意見の取扱い

提出いただいた意見は、樹木採取区指定時の参考とさせていただきます。

また、樹木採取区の指定の公示と合わせて意見の要旨及び処理結果を公表いたします。

なお、意見をいただいた方の氏名等は一切公表いたしません。

## 5 参考情報

- (1) 本樹木採取区に設定することが見込まれる樹木採取権の存続期間の案  
10年程度
- (2) 森林資源の状況（令和3年3月31日現在）  
別紙3のとおり。
- (3) 林道等の状況（令和3年2月16日現在）  
別紙4のとおり。
- (4) その他参考となるべき事項  
別紙2の区域図から衛星画像を除いたもの。  
別添のとおり。

お問い合わせ先

計画課

担当：松木

電話（N T T）026-236-2602

電話（I P）050-3160-6537